

NISAで賢く資産運用!
口座開設、購入・積立はとちぎんで。

とちぎん

ジュニアNISA & NISA

家族みんなで資産運用!

スタートキャンペーン

キャンペーン期間

平成28年 2月1日(月) ～ 平成28年 6月30日(木)

2016年4月から ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)での運用が始まります!

「ジュニアNISA」とは、お子様の将来に向けて資産を築く「子ども版NISA」です。平成28年から平成35年まで毎年80万円を限度に、ジュニアNISAで購入した株式投資信託や上場株式等からの配当所得や譲渡所得が非課税になる制度です。運用・管理にあたっては、お子様が20歳になるまで親権者等(法定代理人)が代理で運用します。

ジュニア
NISA

キャンペーン期間中、ジュニアNISA口座を開設し、
ジュニアNISA口座で投資信託を合計20万円以上
ご購入いただくと※

＼もれなく／

JCBギフトカード

1,000円 プレゼント!!

※ジュニアNISA口座でのご購入は制度開始の平成28年4月1日(金)からとなります。



NISA

キャンペーン期間中、NISA口座を開設し、
NISA口座で投資信託を合計20万円以上
ご購入いただくと

＼もれなく／

JCBギフトカード

1,000円 プレゼント!!



キャンペーンの留意事項

●当行で投資信託口座をお持ちでない方は、NISA口座とお申込と合わせて投資信託口座の開設が必要となります。●受け取られた賞品に対し、課税が生じ確定申告が必要な場合もあります。ただし、他に一時所得(賞金、生命保険の満期金等)がなければ税金はかかりません。詳しくは所轄の税務署等にご相談ください。●今後予告なく当キャンペーンの内容を変更・中止することがありますので、あらかじめご了承ください。●キャンペーンが重複した場合、他のキャンペーンは対象外となります。●購入金額には手数料・消費税が含まれます。●ノーロード(無手数料)型投資信託、MMFによる購入分は対象外となります。●積立投資信託による購入分はキャンペーン期間中の合計額となります。●「とちぎん投信ダイレクト(インターネット投資信託)」での購入(NISA扱い)は平成28年6月30日(木)午後2時までにご購入いただいたものが対象となります。●ギフトカードのお届けは平成28年8月頃を予定しております。(ジュニアNISA口座のお客様は親権者様にお届けします。)

投資信託・NISA・ジュニアNISAに関する留意事項

投資信託のリスク

投資信託は値動きのある有価証券等（株式、債券、不動産投資信託証券など）に投資するため、投資信託の基準価格は組入有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。（詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書保管書面等でご確認ください）

対象投資信託の手数料・費用

申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。（1）申込時「申込手数料」：買付金額に対し、最大3.24%（税込）（2）保有期間中「信託報酬」：純資産総額に対し、最大年率1.8576%（税込）「その他費用」：監査費用、有価証券等の売買委託手数料、信託事務の諸費用など（3）換金時「信託財産留保額」：換金時に適用される基準価額に対し、最大0.5% ※「その他費用」や上記（1）～（3）の手数料費用の合計額については、保有期間や運用状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。（詳しくはファンドごとの目論見書および目論見書保管書面等でご確認ください）

その他の留意事項

●投資信託は円預金と異なり、預金保険制度の対象ではありません。また、銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。●投資信託の分配金には「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」があり、「元本払戻金（特別分配金）」は実質的には元本の一部払戻しに該当するものです。●投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客様に帰属します。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度（書面による解除）の対象ではありません。●投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面（目論見書および目論見書保管書面等）を十分にお読みのうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は栃木銀行の窓口にて用意しております。

NISAに関する留意事項

●当行のNISA口座でご購入いただける商品は「株式投資信託」のみとなります。（上場株式等はお取扱しておりません）。●すでに特定口座をお持ちの投資信託はNISAの対象とはなりません。●NISA口座開設にあたっては1人1口座（1金融機関等）のみとなります。※平成27年1月から、一定の手続きのもと金融機関が変更できるようになりました。●1年間120万円の非課税枠をその年にすべて使わなかった場合、残りの枠を翌年以降へ繰り越すことはできません。●非課税期間中（最長5年間）においては途中売却は可能ですが、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。●NISA口座取引において売却時に損失（譲渡損失）が発生しても、他の口座との損益通算や損失の繰越控除はできません。●NISA口座から特定口座等へ移管する場合、ファンドの取得価格は移管の時価となります。●投資信託における「元本払戻金（特別分配金）」はそもそも課税の対象外であり、NISAによるメリットを享受できるものではありません。上記ご留意事項は平成28年1月1日現在の法令に基づくものであり、今後、法令の改正等により変更となる可能性があります。

ジュニアNISAのお申込の留意事項

●ジュニアNISA口座は未成年の方が開設できますが、お申込み手続きは未成年者の法定代理人の方から承ります。●ジュニアNISA口座は、お1人様1口座のみの開設となります。したがって、複数の金融機関でのお申込みはできません。万が一、複数の金融機関で重複してお申込みをした場合、最も希望する金融機関ではない金融機関にジュニアNISA口座が開設される場合があります。また、NISA口座と異なり、金融機関等の変更はできません。●当行のジュニアNISA口座でご購入いただける商品の種類は、株式投資信託のみとなります。●未成年の方に代わって運用を行うジュニアNISA口座の運用管理者は、口座開設者である未成年者（以下「口座名義人」という）本人の法定代理人に限ります。●ジュニアNISA口座では、口座名義人本人が3月31日までに満18歳となる年の前年12月31日までは、原則として払出しはできません。それ以前に払出す場合には、ジュニアNISA口座は廃止され、過去に非課税とされた配当金等や譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されることになります（租税特別措置法上、払出しが認められる事由に該当する場合を除きます）。●払出しは口座名義人本人、または口座名義人の法定代理人に限り行うことができます。なお、払出した資金を口座開設者本人以外の方が費消した場合には、贈与税等が発生するおそれがあることにご留意ください。※口座開設者本人のみで払出しを行う場合は、運用管理者の同意が必要となります。●ジュニアNISA口座で運用するご資金は、口座名義人本人のご資金であり、本人以外のご資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題となる恐れがあります。●ジュニアNISA口座および課税未成年者口座では、「とちぎん投信ダイレクト（インターネット投資信託）」の利用はできません。

ジュニアNISA口座投資の際の留意事項

●ジュニアNISA口座では年間80万円までご投資いただけますが、非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。●ジュニアNISA口座で保有している上場株式等を一度売却すると、その非課税枠の再利用はできません。●ジュニアNISA口座内の上場株式等の譲渡損失が発生した場合でも、他の課税口座における配当所得および譲渡所得等と損益の通算ができません。また、当該損失の繰越控除もできません。●非課税期間が満了した場合等にジュニアNISA口座から払出しされた上場株式等の取得価額は、払出日の時価となります。また、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。●株式投資信託の分配金の再投資（自動買付け）が行われた場合も、当該再投資分は非課税の投資額に算入されます。●株式投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はもともと非課税のため、ジュニアNISAによるメリットを享受できないことになります。上記ご留意事項は平成28年1月1日現在の法令に基づくものであり、今後法令の改正等により変更となる可能性があります。

お問い合わせは、お近くの栃木銀行窓口 または フリーダイヤルへ

栃木銀行
金融サービス部



0120-630-521

受付時間 平日（月～金）9:00～17:00（銀行休業日を除きます。）

販売会社の概要

- 商号等／株式会社栃木銀行
- 登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号
- 加入協会／日本証券業協会

当行が契約している指定紛争解決機関

- 一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号／0570-017-109 または 03-5252-3772
- 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号／0120-64-5005
- 受付日（共通）／平日（月～金）【銀行休業日を除く】 ■受付時間（共通）9:00～17:00